

関西新幹線サービック

台風に伴う勤務処理について団交開催 不誠実な回答・対応に終始！

12月11日、新幹線関西地本は、関西新幹線サービックに対する申し入れ（「台風に伴う勤務処理について」かんさい回覧板No. 3参照）について団体交渉を開催しました。サービック会社の回答は不誠実な回答に終始しました（関西業務ニュースNo. 337参照）。

自宅待機を命じられた者の当日の勤務認証を明らかにすること。
（回答）勤務認証は「休業等」である。

今回の自宅待機は休業と違う！災害扱いとするべきだ！

私たちは、台風に伴う勤務処理方について、「休業等」の扱いではなく災害として扱うべきだと強く追求してきました。しかし、サービック会社は「前例のない大規模な計画運休に対応するに当たって、事業所全体がまさに休業することとなったものであり、総合的に勘案して当該規程の準用が妥当であると判断した」と回答しました。

サービック会社は、自宅待機者について給与規程の第57条（休業等）を準用した。仕事もしていないのに賃金がもらえて良いのではないか。と言わんばかりの対応でした。

自宅待機を命じた際に、休業での自宅待機で賃金が60/100の支払いとなることを、社員等に具体的に告知しなかった理由を明らかにすること。
（回答）告知する必要がないため告知しなかった。

おかしい！賃金の話しは自宅待機を命じた時に言うべきだ！

団交では、サービック社員の自宅待機者の勤務認証は、休業等で賃金は60/100であるが、期末手当のカットは行わないことを確認しました。しかし、出向社員の期末手当に関しては、サービック会社としてはわからないと回答しました。

J R 東海労は、これからも職場において問題が発生すれば、問題解決に向けて申し入れなどを行い、働きやすい職場づくりを目指していきます。